

岐阜市立三輪北小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定
平成 30 年 4 月改定
平成 31 年 3 月改定
令和元年 7 月改定
令和 2 年 4 月改定
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立三輪北小学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

私たちは、いじめは「どの子」にも「今」起きているという認識をもち続け、教師と児童と保護者、児童を取り巻く全ての人が協働し、かけがえのない一人ひとり、なくてはならない一人ひとりの命と尊厳を全職員で見守っていく。そして、「子どもたち一人ひとりに思いを馳せ、寄り添うこと」を大切にして基本方針を見直すこととする。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・ 「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・ 「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報が必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

（4）基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

- 教師は、いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識の上、いじめの防止等に当たる。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- 教師は、どの学校、どの学級でも、「今」いじめに苦しんでいる子がいる、または「この瞬間に」苦しむ子が生まれてしまうという認識の上、常にいじめの克服を図る。

③ 「いじめは、見ようと思つて見ないと見つけにくい」

- 教師にはいじめの実態が見えていなくても、子どもたちの中には、いじめの実態を詳しく捉えているという認識のもと、広く情報を収集する。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

- いじめは、一度の指導では終わらない。教師は様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対した個への指導にとどまらず、全校、学年（学級）など集団に対しても、繰り返し指導をする。

（5）三輪北小学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1　どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2　いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3　仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |

4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

- ・学校は、全職員が、全校全ての児童の先生であるという認識のもと、全校児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。

(6) 保護者の責務等

「いじめ防止対策推進法」第9条「保護者の責務」

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

[保護者の責務等]

- ・学校と保護者の連携は、いじめの未然防止や対応等において極めて重要である。学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することを大切にしていく。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行い、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する必要がある。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力していただくことが必要である。

[保護者の役割]

- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くことの素晴らしさなどについて、折に触れて子どもに伝える。
- ・日頃から親子の対話や触れ合いを大切にする。
- ・いじめが疑われるような場面を見たり情報を得たりした時には、その場で一声かけ、学校等に情報を提供する。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、親として我が子への指導の大切な場であると捉え、被疑者の児童や保護者に謝罪をするとともに、その後、あらためて我が子に事の重大さを諭す。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等と相談をしながら、子どもの心に寄り添い、解決に向けて支援する。
- ・スマートフォンや携帯型ゲーム機等を利用した通信によるいじめ等、様々な問題について、各種の報道や学校等から提供される資料等を参考にしたり、講演会等に参加したりするなどして、理解を深めるよう努める。

2 いじめ未然防止のための三輪北小の取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり ('分かる・できる授業'の推進、規範意識、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習 等)

- ・児童が「分かった・できた」という達成感を味わうことができる授業づくりに努める。
- ・児童が「よいところ見つけ」等の取組を通してお互いの存在を認め合い、存在感、所属感を味わえる学級づくりに努める。
- ・児童会活動等を通して児童が主体的にいじめの未然防止に取り組み、いじめがあったときには見逃さず、解決して乗り越えようとする力を育成する。
- ・児童が、存在感や所属感、達成感を味わい、1年を通して「あいさつ運動」を行い、望ましい人間関係を築くことができるよう、児童の関わり合いを大切にした取組を意図的に位置付ける。
- ・「いじめを見逃さない日」では、あたたかい言葉が日常生活の中で自然に交わされる人間関係を目指し、児童会を中心とした取り組みを行う。

(2) 安心感を生み出す指導 (仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)

- ・全職員が共通理解・共通行動による指導に努める。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示 (いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」) をする。
- ・望ましい人間関係を築いていくために、対等な立場で親身に対応し、信頼関係を築ける指導に努める。
- ・児童のよさを教師が進んで認め・価値づけるとともに、児童が互いにそれぞれのよさに気付き、お互いのよさを認め合えるよう、視点を与えたり、そのよさを実感したりすることができる指導に努める。
- ・各種アンケートだけによらず、日常的な会話等、児童一人ひとりの声に耳を傾ける。

(3) 生命や人権を大切にする指導 (豊かな心の育成)

- ・特別活動等での体験的な学習活動や道徳教育での取組による生命・人権を大切にする指導を行う。
- ・生命の尊厳への理解を深めるために、児童会主体の取組や活動 (あいさつアイコン) 「いじめ防止強化週間 (いじめについて考える)」を位置づける。
- ・教職員の人権感覚を高める研修や取組を、年間計画に位置付けて実施する。

(4) 全ての教育活動を通した指導 (自己指導能力の育成)

- ・学校の生徒指導全体計画をもとにしながら、児童の発達段階や実態に応じた目標を掲げ、学校行事や児童会活動、地域活動等とも関わらせて、年間を通して自己指導能力の育成に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育についての研修や学習を確実に位置づけ、インターネット上の誹謗中傷等について保護者や地域の方を対象とした研修の実施等により、理解と協力を得る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、的確な対応ができる指導力の向上

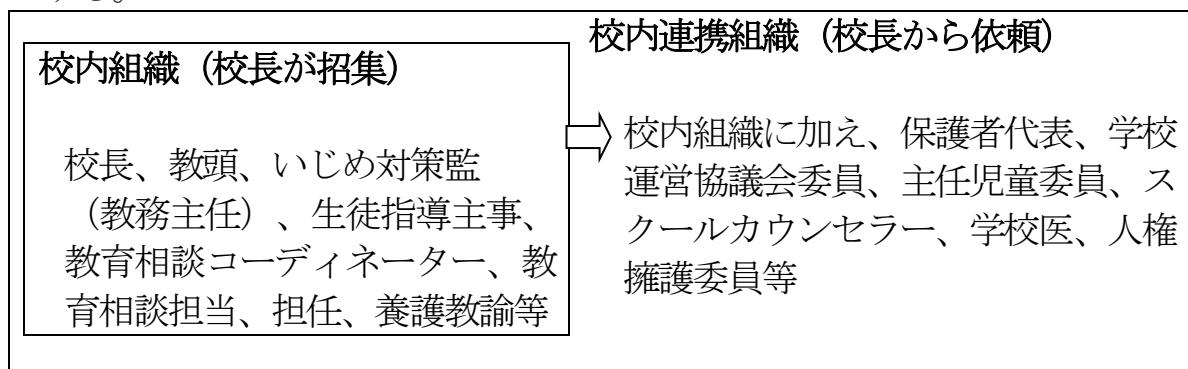
- ・傍観者にならないためのスクールカウンセラーを活用したSOSの出し方学習や情報アンケートの記入を児童に指導する。
- ・さりげない目配せ、視線の少ない場所での行動など、見えにくいいじめに気付く教師の感覚を研ぎ澄ます。（ロールプレイング）

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・年間を通じて「心のアンケート（記名式は自宅での記入・無記名式は学校での記入）」、「情報提供アンケート」等、各種アンケート調査は「ダブルチェック」を基本とした複数職員での確認や、管理職により全てのアンケートの確認をする。またアンケートだけに頼らず、日常的な児童とのコミュニケーションや行動観察等から、いじめが疑われる事案を早期に発見する。また、調査やアンケートの結果を日常生活に生かしていく。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による日常の見守り（校内巡視）
- ・いじめを受けていると思われる事案について、校内組織（校長、教頭、教務主任、いじめ対策監、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、教育相談担当、担任、養護教諭）で適切かつ迅速に情報共有を行い、対処にあたる。
- ・保護者、地域住民に積極的な情報提供を依頼するなど、迅速かつ組織的に動くための校内連携組織（校内組織に加え、保護者代表、学校運営協議会委員、主任児童委員、スクールカウンセラー、学校医、人権擁護委員等）を確立する。



(4) 教育相談の充実

- ・問題解決的な教育相談とともに、全児童を対象とする発達促進的・開発的教育相談及び不安や悩みを抱える児童生徒に働きかける予防的教育相談をあらゆる機会を捉えて行うなど、教育相談の充実に努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・いじめに対する適切な指導を進めるために、計画的な教職員研修の実施や工夫に努める。
- ・教職員研修では、いじめ事案に対して、いじめ対策チームを組むなど、情報を共有しつつ学校組織で判断し、組織的対応をしていくことを徹底する。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの解消のために保護者や地域との前向きな協力関係をつくることができるよう、学校ホームページや学校だより、学級通信、電話連絡など、日常の情報発信や情報交流に努める。
- ・いじめの問題を確実に解消できるよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導にあたり、児童の今後の生活に向けて、一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。

(7) 関係機関との連携

- ・いじめ事案について教育委員会への必要な報告を直ちに行う。
- ・いじめ事案の様々なケースにより、日頃から教育委員会や岐阜市子ども・若者総合支援センター（エールぎふ）、中央子ども相談センター、主任児童委員、警察署、学校運営協議会委員、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー等との情報共有や指導の連携を図る。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 <必置>

法：第22条（下記）の規定を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

- 2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
 - (2) いじめに係る相談体制の整備
 - (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
 - (4) いじめの認知
 - (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
 - (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

上記の条例項目を踏まえ、「推進会議」は下記の構成員で組織する。

・学校職員

校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、教育相談コーディネーター
教育相談担当、担任、養護教諭

・学校職員以外（必要に応じて）

保護者代表、学校運営協議会委員、主任児童委員、スクールカウンセラー
スクールロイヤー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「三輪北小学校いじめ防止プログラム」

月	三輪北小学校いじめ防止プログラム	備考
4月	<ul style="list-style-type: none">・入学式・始業式での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明・教師による「よいところ見つけ」（児童への視点の提示）・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の「方針」の伝達）・PTA総会で「方針」説明・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用（年間を通して）	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none">・学校運営協議会で「方針」説明・心のアンケートの実施（家庭で記入）・アンケート結果をもとにした教育相談の実施・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施 <p>※校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施</p>	
6月	<ul style="list-style-type: none">・「いじめ防止強化週間」（6月26日～6月30日）の実施（授業や集会、児童会の取組「よいところ見つけとぽかぽか言葉」等）・たてわり活動（児童会）での「よいところ見つけ」の取組	

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童向けネットいじめ研修① ・心のアンケートの実施 ・情報提供アンケートの実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・教育相談の実施 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・いじめについて考える学級活動 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」 7月3日 ・職員会（第1回県いじめ調査の校内調査報告・夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り） 	第1回 県いじめ 調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談も含める） ・親子での「よいところ見つけ」の取組 ・S Cの活用研修 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（評価） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（前期の実態と後期の指導方針の確認） ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（心のアンケート結果、いじめアンケート結果、前期の評価を受けて） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施 ・情報提供アンケートの実施 ・アンケート結果をもとにした教育相談の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止月間」の取組（いちょう活動キャンペーン） ・心のアンケートの実施（家庭で記入） ・教育相談の実施 ・学校運営協議会 ・児童向けネットいじめ研修② ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあい活動」 ・保護者を巻き込んだ「よいところ見つけ」の取組 ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	第2回 県いじめ 調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・情報提供アンケートの実施 ・心のアンケートの実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートの実施（家庭で記入） ・教育相談の実施 ・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・第3回「いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・学校運営協議会（ふり返り） 	

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（学校評価アンケート結果と今後の見直し） ・学校だよりによる取組の見直しの公表と次年度の取組等の説明 	第3回 県いじめ 調査 問題行動調 查（文科）
----	--	-------------------------------------

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確實に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3か月は毎日校長やいじめ対策監が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【別紙フロー図参照】

（2）「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）（重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応など）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議の記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を隨時行い、適切に情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ（別紙フロー図）

令和5年4月改定 岐阜市立三輪北小学校

いじめの疑いのある情報

教師の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童等からの情報 アンケート など

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

